

魚津市農業委員会総会議事録

・とき 令和6年12月4日（水）
午後2時15分
・ところ 魚津市役所第一会議室

魚 津 市 農 業 委 員 会

議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 39 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 40 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会
1. 総会の期日	令和6年12月4日(水)
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室
3. 農業委員の定数	14名
4. 総会に出席した農業委員の数	13名
会長 (議長)	12番 北田 直喜
委員	1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝 3番 中山 彦信 4番 上樂 忍 6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博 11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一
5. 総会を欠席した農業委員の数	1名
	5番 稔苗 史絵
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	4名
	上中島地区 村崎 信明 加積地区 西田 八郎 天神地区 吉野 俊彦 経田地区 南塙 英雄
7. 議事録署名委員	
	7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆
8. 総会に出席した職員	
	事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子 主査 本田 陽一 主事 山根 悠平 主事 小林 智樹

【開 会：午後2時15分】

議 長： それではただ今から令和6年度12月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、7番宮坂委員、8番佐々木委員にお願いい

いたします。

議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は3件8筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,009 m²です。

【議案第39号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 1、2、3件目については、事務局より説明のあったとおり譲受人の耕作能力、耕作効率、周囲への影響から許可妥当と考えています。

3番： 4、5件目については、兄弟間のやりとりでございます。譲受人はもともと代わりに耕作しており、譲渡人は県外の方であり自ら管理できない状況になってます。これからも畠を続けるということで問題ないかと思います。

2番： 6件目については、事務局から説明のあったとおりですが、譲渡人は先代から田んぼを受け継いでいたのですが耕作したことは無く、譲受人が耕作しておられたということもあり、今後も譲渡人が耕作する予定も無いことから、問題ないかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何

かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長：特に意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長：異議が無いようですので、議案第39号は決定いたします。

議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局：議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8ページ目をご覧ください。今月の申請は3件23筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が8,809 m²です。

まず、2件目は上樂委員に関する案件であることから、先行してご説明させていただきます。

(上樂委員 退室)

【議案第40号 議案書をもとに朗読（2件目を説明）】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長：ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

1番：一時転用ということで、別段問題ないように思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

吉野推進委員： 耕作は誰がされていたのか。

事務局： 市で把握できる利用権設定は無いようでしたが、口約束で耕作されている方はおられたようでした。

14番： これは仲間田なのか。

事務局： 仲間田です。そのため、貸渡人の人数が多数となっております。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

(上樂委員 入室)

事務局： 【議案第40号 議案書をもとに朗読（1，3件目を説明）】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

4番： 1件目について、以前から古い建物だと思っておりまして、同一集落内に新たに住居を建てられるということは良いことだと思いますので、問題ないと思います。

6番： 3件目については、事務局からの説明通りでございます。家の裏側、奥であり耕作すると言ってもできない状態であります。譲受人は申請地からすぐそばに事務所があり、そこを基点に事業をされております。耕作不利地ということもあり、問題ないかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 3件目については、周囲に塀を作られるのか。

事務局： 雨水流出を防ぐため、設置されます。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第40号は意見決定いたします。
議案第41号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求める。

事務局： 議案第41号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

案件中に、宮坂委員に関するものが含まれますので、退席願います。

（ 宮坂委員 退室 ）

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全11件、32筆、62,959m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業

経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

村崎推進委員： 受付番号681について、現在耕作は息子がやっておりますが、借り手の名前に間違いはないでしょうか。

事務局： 申請は、父親名義で提出されておりますので、間違いありません。

6番： 受付番号680について、貸し手の方は亡くなられたのではないか。

事務局： 事実確認し次第、対応します。

【総会後、貸し手の死亡が確認されたため取下げ】

議長： ほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第41号は決定いたします。

(宮坂委員 入室)

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： • 非農地通知について（令和6年11月分）
• 農業者との意見交換会について
• 地域計画について

- ・最適化活動について

議長：以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後3時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第39号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が農地の管理ができないため、以前から譲受人が耕作していた。譲渡人の希望により、農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第39号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理ができず、従前から譲受人が管理していた農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第39号 受付番号3番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理ができないため、従前から譲受人が管理する農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまで通り耕作する予定であり、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第39号 受付番号4番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理ができないため、従前から譲受人が管理する農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまで通り耕作する予定であり、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第39号 受付番号番5番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており、農地の管理ができないため、従前から譲受人が管理する農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまで通り耕作する予定であり、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第39号 受付番号6番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が農地の管理ができないため、従前から譲受人が管理する農地の所有権を移転するものである。権利移転後もこれまで通り耕作する予定であり、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第40号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28 haの一団の農地の中に入り、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、既存住宅地から新居への引っ越しを検討しており、現住居と同一集落内にて住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、ローン申込手続案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼすよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については申請地内に浸透枡を設置して排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第40号 受付番号2番
(貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	魚津市農業振興地域計画に含まれる農用地区域です。転用許可基準は一時転用であり、魚津市長の同意も添付されております。	
転用目的	借受人は、高速道路管理者より高速道路の床版取替工事を委託されており、申請地を工事用道路・作業場とする計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については業務委託金でまかなう計画で、業務請書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになってますが、本件は工事用道路・作業場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、工事用道路・作業場設置が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	工事用に利用する部分のみを土砂入れし、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第40号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（6ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。 転用許可基準は代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、既存敷地が車両の増加等で手狭となったため、既存地付近で新たに駐車場を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会一覧を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場設置が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼすよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については地下自然浸透にて排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		